

# 嘉手納町高校2年生・3年生応援給付金給付事業実施要項

## 1. 趣旨

本事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経済的な影響を受けていることが懸念される高校生等の保護者の経済的負担の軽減を図り、高校生等の修学支援を行うことを目的とする。

## 2. 事業内容

修学環境を維持するために必要な経費の一部として、高校生等1人につき2万円を給付する。

## 3. 給付対象者

令和3年4月1日時点において高校生等の保護者であり、かつ、嘉手納町の住民基本台帳に記録されている者を対象として給付する。ただし、用語の定義は以下のとおりとする。

(1) 高校生等とは、以下の3つの条件を兼ね備えたものをいう。

I) ①～⑦のいずれかの学校に在学していること

①学校教育法に規定する高等学校（学校教育法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。）

②学校教育法に規定する中等教育学校（後期課程に限る。）

③学校教育法に規定する特別支援学校（高等部に限る。）

④学校教育法に規定する高等専門学校（第1学年、第2学年及び第3学年に限る。）

⑤学校教育法に規定する専修学校（高等課程に限る。）

⑥学校教育法に掲げる各種学校（高等学校に準ずる教育を受ける学校に限る。）

⑦これらに準ずるものとして町長が認める学校

II) 平成17年4月1日以前に出生していること

III) 正規職員として就労し当該就労先から給与等を得ていないこと

(2) 保護者とは、高校生等の親権者、未成年後見人又はこれらに準ずる者であって、当該高校生等を現に監護するものをいう。

## 4. 申請方法

「嘉手納町高校2年生・3年生応援給付金申請書（様式第1号）」に必要事項を記入し、添付書類とともに提出する。なお、申請をもって、嘉手納町が住民基本台帳により住民登録情報を確認することについて同意したものとみなす。

## 5. 提出書類

- ・嘉手納町高校2年生・3年生応援給付金申請書（様式第1号）
- ・在学証明書の原本（令和3年4月1日以降発行のもの）
- ・振込口座が確認できる書類（預金通帳またはキャッシュカードの写し）
- ・高校生等の戸籍抄本（保護者と世帯が異なる場合のみ提出）

## 6. 申請受付期間

令和3年4月1日（木） ～ 令和3年6月30日（水）

## 7. 申請書等提出先

提出書類一式は、嘉手納町教育委員会 社会教育課へ提出する。

## 8. その他

個人情報の取り扱いについては、本人の承諾がない限り嘉手納町以外の第三者に提供しないものとする。